

求心型・遠心型・中立型

—日本語受動文の三つの型—

近藤健二

キーワード 受動化、移動、求心型、遠心型、中立型

本稿は大きく三つの部分からなる。まず第一に、主語と目的語の意味的關係を基準にして他動詞文を遠心型と求心型に分け、基本的に前者だけが受動文に変換できることを述べようとする。第二に、有生名詞を主語とし、行為者マーカ―として「から」あるいは「に」をとる受動文の意味特性を考察して、それが求心型の受動文であること、すなわち奪格的なものから主語として表されるものへの具象物あるいは抽象物の移動の意味が認められることについて論じる。そして第三に、無生名詞を主語として与格的な「に」を行為者マーカ―とする遠心型の受動文が存在することを示すとともに、中立型の受動文として奪格的な「から」を行為者マーカ―とするものと、具格的な「によって」を行為者マーカ―とするものが存在することを明らかにしようとする。

1. 遠心型と求心型の他動詞文

他動詞文の主語は行為者を、目的語は被行為者を表すのが普通である。したがって主語と目的語との間には、一般に、前者からの働きかけが後者に及び、後者が何らかの影響を被るという意味的關係が観察される。たとえば下の(1)では、主語と目的語とが(1')に示すような関係にある。

(1) 太郎は花子に指輪を贈った。

(1') 太郎 $\xrightarrow{\text{指輪}}$ 花子

この(1')は、主語の「太郎」による働きかけで直接目的語の「指輪」が間接目的語である「花子」に移動したことを表している。しかし、移動を仕掛けるものと、移動を仕掛けられて移動するものと、その移動先であるものがいつもこのように明示されるわけではない。次の例では移動物である目的語の移動先が表されていない。

(2) 太郎は花子を連行した。

(2) 太郎 $\xrightarrow{\text{花子}}$ ϕ

上の (1) と (2) では目的語が移動物となっているが、目的語が移動先を表すことも珍しくない。むしろ、有生名詞の目的語は移動物よりも移動先を表す方が普通である。

(3) 太郎は花子を非難した。

(3) 太郎 $\xrightarrow{\text{非難}}$ 花子

ここでは目的語の「花子」に「非難」、あるいは「非難の言葉」が移動している。同様に、次の例でも「称賛」ないしは「褒め言葉」の移動が起きていると考えるのである。

(4) 太郎は花子を褒めた。

(4) 太郎 $\xrightarrow{\text{称賛}}$ 花子

他動詞文において認められる移動物は、指輪のように目に見えるものであったり、言葉のように耳に聞こえるものであったりするとは限らない。というより、具象的な移動物そのものが存在しないように思われる場合も少なくない。たとえば、次の例について敢えて何らかの移動物を指摘しようとすれば、それは「損害」「迷惑」「不利益」といった抽象物でしかない。

(5) 太郎は花子を殺害した。

(5) 太郎 $\xrightarrow{\text{損害}}$ 花子

ところで、上の (1) ~ (5) ではいずれも主語が行為者であると見なされるが、他動詞文の中には主語が被行為者であるといえそうなものも見受けられる。そのような例の一つあげてみよう。

(6) 太郎は花子の死を悲しんだ。

この文における「太郎」と「花子の死」の関係は、「花子の死が太郎を悲しませた」におけるのと同様に、「花子の死」が「太郎」に働きかけを行う関係にある。したがって、その関係は次のように図示できる。

(6) 太郎 $\xleftarrow{\text{悲しみ}}$ 花子の死

この (6) では矢印の方向がこれまでの場合とは逆である。すなわち、先の (1) ~ (5) では移動物の移動が主語から右方向に離れていっているのに対し

て、(6') ではそれが右方向から主語に向かってきている。主語を中心に据えて考えれば、前者はまさに遠心構造を、後者は求心構造を表しているわけである。

ある他動詞文が遠心構造を有するか求心構造を有するかは、ひとえに主語が行為者であるかどうかによって決まる。このことに、目的語が行為者であるかどうかは直接的に関与しない。たとえば、次の例は間違いなく求心型の他動詞文であるが、目的語は (6) の場合と違って行為者を表していない。

(7) 太郎は台風で損害を被った。

(7) 太郎 ←^{損害} — 台風

ここでの行為者「台風」は修飾語として原因を表している。また次の例でも、行為者の「先生」は修飾語として行為の源を表している。

(8) 太郎は先生から注意を受けた。

(8) 太郎 ←^{注意} — 先生

さて、上の (6) ~ (8) のような求心構造を有する他動詞文は、その統語的特徴として、それを受動文に変換することが不可能である。それを敢えて受動文にしようとする、次のような非文が生まれる。

(9) *母の死は太郎に悲しまれた。

(10) *台風で損害が太郎に被られた。

(11) *先生から注意が太郎に受けられた。

「悲しむ」「被る」「受ける」のような動詞を用いた他動詞文が受動化できないのは、それがすでに受動的な意味を表しているからである。たとえば上の (7) についていうと、なるほどそれは形態的には能動文にちがいないが、主語の「太郎」が損害を被った被害者として表されているという点において受動文の性質を備えている。つまり、受動文であれば「れる」「られる」という受動態マーカーが担っている役割を、(7) では「被る」という能動形が引き受けているのである。

このように「被る」や「受ける」などの動詞による他動詞文が意味の上で受動文に相当するものであるということ、したがってそれを改めて受動文に変換できないということは、受動文の性質を考えるうえで大いに示唆的である。日本語受動文は、推察するに、遠心構造を求心構造に変えるためのもの、すなわち移動物が移動する方向を右方移動から左方移動に変換するための装置ではあるまいか。¹

2. 求心型の受動文

有生名詞は、能動文で移動物と移動先のいずれを表す場合でも、それを受動文の主語に仕立てることができる。

(12) 花子は太郎から (*に) 指輪を贈られた。

(13) 花子は太郎に (*から) 連行された。

これらは先の (1) と (2) に対応する受動文であり、(12) では移動先の「花子」が、(13) では移動物の「花子」が主語となっている。

さて、受動文が遠心構造を求心構造に変換するための装置であるとしたら、(12) と (13) は具体的にどのような求心構造を有するのか。まず、(12) についてはそれを次のように表すことができよう。

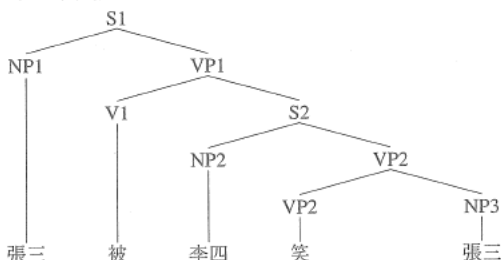
(12') 花子 ←^{指輪} — 太郎

ここでは「指輪」の贈り主と贈り先の位置、および矢印の向きが (1') の場合

¹ 「被る」や「受ける」などによる他動詞文との関連で、「被」を用いた中国語の受動文について一言しておきたい。中国語の「被」は行為者を表す名詞と密接に結びついた行為者マーカールであると一般に考えられている。たとえば、

張三被李四笑。「張三は李四に笑われた」

に即していうと、「被李四」が一つのかたまりとなって「李四に」という意味を表しているというわけである。しかし、ハシモト (1988) は「被」を一種の本動詞と見なし、次のような深層構造を想定している。



このハシモトの分析は、要するに、「被」という動詞が「李四笑張三」「李四が張三を笑う」という補文を目的語として従えているという考えに基づいている。確かに、「張三被李四」の本来の意味は「張三は李四の笑いを被った」であったと考えられるので、ハシモトの分析は歴史的事実にも合致しているように思われる。しかし、仮にハシモトの主張が正しければ、それは「被」が受動文の行為者マーカールではないということを裏付けるだけでなく、「被」構文がそもそも純然たる受動文ではないことを示唆するものとなろう。

とは逆である。移動物である「指輪」の移動が主語に向かっているという点において、(12') はまさしく求心構造を表している。

次に、(13) の受動文について考えてみよう。(13) に対応する (2) では、主語の「花子」は移動先ではなくて移動物である。したがって、(13) の構造は (2) のそれを逆転させたものではなく、抽象物としての「損害」あるいは「迷惑」が主語の「花子」に及ぶという構造、すなわち (5') を逆転させたものである。しかし、たとえば「花子は太郎に育てられた」におけるように「損害」「迷惑」ではなく「利益」「恩恵」が移動することもあるので、² (13) ではそれらを合体させたもの、すなわち「利害」の移動が生じていると見なすことができる。

(13') 花子 ←^{利害} — 太郎

このように人から人に「利害」が及ぶという構造は、有生名詞が主語となり、行為者マーカーとして「から」「に」をとる多くの受動文が共有する構造である。そしてこれは、次のような求心構造を有する他動詞文、つまり受動化が見不可能なように思われる能動文の受動化をも可能にしている構造である。

(14) 太郎は花子から財布を奪った。

(14') 太郎 ←^{財布} — 花子

ここでは、「花子」は移動物である「財布」の移動先ではない。したがって、「花子」は受動文の主語に仕立てることができないはずである。にもかかわらず、次のような受動文が存在するのはなぜなのか。

(15) 花子は太郎に (*から) 財布を奪われた。

上の疑問には次のように答えたらよい。(14) には、(14') の求心構造とは別に、(14'') の遠心構造が隠されているから、それを受動化できるのである。

(14'') 太郎 —^{利害} → 花子

「太郎」は「花子」の「財布」を奪ったのであるから、「太郎」から「花子」に「利害」の移動があったと見なされる。そこで、その移動先である「花子」を主語に仕立てた受動文、すなわち (13') と同じ求心構造を有する文が生成で

² しかし実際には、受動文において「利益」「恩恵」の移動が含意されることはあまりない。というのも、「利益」や「恩恵」の移動は「花子は太郎に (*から) 助けてもらった」「花子はそれを太郎に (から) 教えてもらった」のように授受補助動詞の「もらう」を用いて表されることが多いからである。

きるというわけである。

(15) 花子 ←^{利害} — 太郎

このように「利害」の移動が受動化を惹起するということに関連して、自動詞文の受動化についても一言しておきたい。自動詞文の受動化はどうやら日本語特有の現象のようだが、これを可能にしているのはまさに、「利害」の移動が認められる文は「利害」の移動先を表す有生名詞を主語に仕立てた受動化が可能であるという原理にほかならない。ただし自動詞文の受動化は、「利益」あるいは「恩恵」が移動する場合には許されない。それが許されるのは「損害」あるいは「迷惑」が移動する場合だけである。³またそれは、次例におけるように、「損害」や「迷惑」が有生名詞から有生名詞に移動する場合だけである。

(16) 私は妻に (*から) 死なれた。

(16) 私 ←^{損害} — 妻

このような「損害」「迷惑」の移動は次の例でも認められるが、それが有生名詞から有生名詞への移動でないため、受動化は許されない。

(17) 台風で私の家が倒れた。

(18) *私は台風で家に (から) 倒れられた。

以上の観察から明らかのように、「から」「に」を行為者マーカートとする有生名詞主語の受動文では具象物が抽象的な「利害」の移動が明示されるか含意される。移動には起点と着点とがあり、前者は「から」あるいは「に」という形態による副詞的修飾語として、後者は文の主語として表される。このことについて強調しておきたいのは、「から」も「に」もともに奪格的な意味、つまり起点を表すということである。⁴

それでは、「から」と「に」がともに奪格的な意味を表す行為者マーカードとして、これら二つの形態はどのように使い分けられているのだろうか。

³ 「利益」「恩恵」の移動を表したい場合には、授受補助動詞の「くれる」を用いて、「妻が元気になってくれた」のように表現する。

⁴ ちなみに、佐伯(1987)は行為者マーカートの「に」に「主語の一体化先を示す」という意味を見だし、たとえば「親類にひきとられる」では「帰属先」、「どす黒い影に塗りこめられる」では「被覆先」、「仙一の見ひらいた目に据えられる」では「帰着先」、「憎悪に駆り立てられる」では「到達先」を表すとしている。これは、筆者の考えとは正反対に、「に」が起点ではなく着点を表すという主張である。それにしても、「主語の一体化先を示す」という意味は、「太郎に非難される」「太郎に褒められる」「太郎に叩かれる」などにおける「に」の意味をも包みこむものではありえない。

ここまでにあげた例をもとにして、以下の二つの原則を導くことができる。

- 1) 「言葉」や「視線」を含む具象物の移動が認められる受動文では、「から」と「に」のいずれをも使用できる。ただし、一般に「から」との結びつきが強い動詞を用いた受動文では、行為者マーカ―として「から」の使用を避けなければならない。また、一般に「に」との結びつきが強い動詞を用いた受動文では、行為者マーカ―として「に」の使用を避けなければならない。
- 2) 抽象的な「利害」の移動しか認められない受動文では、「に」のみを使用することができる。

これら1)と2)の妥当性を具体例に即して説明しておこう。まず、「花子は太郎に(から)褒められた」では「言葉」の移動が含意されるので、「から」と「に」の両方が使用できる。一方、「花子は太郎から(*に)指輪を贈られた」では「指輪」という具象物が移動しているけれども、たとえば「太郎に贈る」のような結合が存在するため、行為者マーカ―としては「から」しか使用できない。そして「花子は走っているところを太郎に(*から)見られた」では、視線の移動が含意されているけれども、たとえば「バス停から見る」のような結合が存在するため、行為者マーカ―としては「に」の使用しか許されない。また、「花子は太郎に(*から)連行された」とか「花子は太郎に(*から)殺された」では、「利害」の移動しか認められないので、使用できる行為者マーカ―は「に」だけである。同じことが次の受動文にもあてはまることをここで確認しておきたい。

(19) 花子は太郎に(*から)騙された。

(20) 花子は太郎に(*から)謀られた。

なるほど、「騙す」や「謀る」という行為は一般に「言葉」を伴うものであるかもしれない。しかし、「言葉」を伴わないことも十分にありえる。仮に「言葉」を伴う場合であっても、「騙される」「謀られる」という事態が発生するのは、「言葉」が用いられる時点ではなく、用いられた後である。それゆえ、「褒められる」や「叱られる」などとは違って、そこには「言葉」の移動が含意されないのである。

ところで、「言葉」や「視線」を含めた具象的なものの移動が認められる場合には基本的に「から」と「に」の両方が使用可能で、抽象的な「利害」の移動しか認められない場合には「に」だけが使用可能であるという原則に違反する例があることを指摘しておきたい。次はそのような例の一つである。

(21) 花子は太郎に（から）無視された。

ここでは、「言葉」の移動も「視線」の移動も認められない。移動しているのは「利害」だけである。したがって、「から」の使用が許されるのは上の原則に違反している。この違反はおそらく、「～から敵視される」「～から異端視される」といった「視線」の移動を含意する受動表現の類推によるものであろう。

もう一つ原則違反の例をあげておく。これもまた、「利害」の移動がからんだ違反例である。

(22) 太郎は父親に（*から）連れられて、よく釣りに行った。

これは有生名詞を主語とする受動文であるから、主語が何かの移動先になっているはずである。であれば、主語である「太郎」に何が移動しているのだろうか。それは具象物であるはずがない。とすれば、それは「利害」ということになる。しかし、(24)には「利害」の移動が含意されているようにも思われない。つまり、「父親に連れられて」は「利益」「恩恵」の移動も「損害」「迷惑」の移動も表さない中立的な表現、いわば次の二つの中間体のように思われるのである。

(23) 太郎は父親によく釣りに連れて行かれた。

(24) 太郎は父親によく釣りに連れて行ってもらった。

上述のように「～に連れられて」が「利害」の移動を表さないとすれば、それは何の移動も表さないということ、つまり例外として扱わねばならないということである。しかし、例外扱いしなければならないのは「～に連れられて」だけに限らない。「～に伴われて」も同じである。また、次の表現もそれに類するもののように思われる。

(25) 太郎は月の光に（*から）誘われて庭に出た。

「誘う」という動詞を用いた受動文では、「太郎は花子に（から）誘われた」におけるように、行為者マーカーとして「に」を使うことも「から」を使うことも原則的に許される。しかし、「誘われて」という「て」形の表現では、「太郎は花子に誘われてスキーに行った」のように「に」を用いるのが通例で、「太郎は花子から誘われてスキーに行った」のように「から」を用いることはまずあるまい。どうやら「て」補文は、原則の逸脱を誘発しやすい環境のようである。このことは、次節で問題にする「に」と「によって」の使い分けにもあてはまることである。

3. 遠心型と中立型の受動文

受動文が遠心構造を求心構造に変えるための装置であるという考えは、無生名詞を主語とする受動文にもあてはまるであろうか。そして「から」と「に」は、そのような受動文でも奪格的な意味を表すのであろうか。さらにまた、「によって」という行為者マーカ―はどのような意味を表すと考えたらいいか。これらのことについて、まず最初に、「に」が用いられる受動文から検討をはじめよう。

無生名詞を主語とする受動文で「に」を用いるのは、次のように「思う」「考える」「感じる」のような情緒動詞を含む場合である。

(26) 太郎には故郷が懐かしく感じられた。

これはいうまでもなく、次の能動文に対応する受動文である。

(27) 太郎は故郷を懐かしく感じた。

ここでは「懐かしさ」が「故郷」から主語の「太郎」に移動している。したがって、(27)は(27')の求心構造を有する。

(27') 太郎 ←^{懐かしさ} 故郷

この(27')は(26)が有する構造でもあると思われるかもしれない。しかし、(26)では「故郷」が主語であるので、次のような構造を想定すべきである。

(26') 故郷 →^{懐かしさ} 太郎

これは移動物が主語から離れていく構造、すなわち遠心構造を表している。と同時に、移動先を表す有生名詞に付せられる「に」が奪格的なものではなくて、与格的なものであることを示唆している。つまり、求心構造であつたら奪格的意味を表す「に」が、遠心型の受動文では正反対の与格的意味を表すというわけである。

次に、行為者マーカ―として「から」が用いられる受動文について、それが求心構造を有するのか、それとも遠心構造を有するのかを考えてみよう。

無生名詞を主語とする受動文で「から」を用いるのは、次に例示するように、主語として表されるものがある人・動物・場所から別の人・動物・場所に移動する場合である。したがって、「から」が移動の起点、すなわち奪格的意味を表す行為者マーカ―であることは明白である。⁵

(28) 指輪が太郎から花子に贈られた。

(29) 淡い光が月から海面に放たれている。

問題は、これらがどういう構造を有するかである。ある文において何らかの移動が認められ、それが主語から離れて行く移動であったら、それは遠心構造を表し、逆に移動物の移動が主語に対して向かってくるものであったら、それは求心構造を表す。上の(28)の場合、移動物として認識される「指輪」は「太郎」から「花子」に向かっているが、「太郎」も「花子」も主語ではない。主語は移動物である「指輪」そのものである。したがって、(28)は遠心型でも求心型でもない。いわば、中立型である。いうまでもなく、(29)も同じ中立型である。

さて、中立型は「によって」を行為者マーカーとする受動文に特徴的な型でもある。

(30) キャベツの苗が太郎によって畑一面に植えられた。

ここでも主語である「キャベツの苗」が移動物であるので、主語から発する移動物も、主語に向かう移動物も存在しない。そもそも「によって」を行為者マーカーとする受動文では、次例におけるように、何らの移動物も認められないことが少なくないのである。このことは、「によって」を含む副詞的要素が移動の起点でも着点でもなく道具・手段・原因に相当するものを表すということ、つまり奪格的でも与格的でもなく具格的なものであることを如実に物語っている。

(31) その小屋は太郎によって建てられた。

(32) その小屋は太郎によって壊された。

これらの例を見て、次のように思われるかもしれない。求心型の受動文の場合と同様に、ここでも「利害」の移動が起こっているのではないか、というふうなのである。確かに、「小屋が建てられる」ということは誰かにとっての「利益」「恩恵」であり、「小屋が壊される」ということは誰かにとっての「損害」「迷惑」であるかもしれない。現実には、それが普通であろう。しかし(31)と(32)の表現においては、そのような「利害」の移動が含意されていない。つまり、「太郎がその小屋を建ててくれた」と授受補助動詞を用いて表現しう

⁵ もちろん、受動文で用いられる奪格的な「から」がすべて行為者マーカーであるというわけではない。たとえば、「アンケート調査から注目すべき結果が得られた」は「アンケート調査が注目すべき結果を得た」のように変形できないので、「アンケート調査から」は行為者マーカーとは見なされない。

る事態を単に「太郎がその小屋を建てた」と表現するのと同様に、「によって」を用いることによって「利害」の表出が抑えられているのである。仮に「利害」の意味、特に「損害」「迷惑」を受けたことを隠そうとしなければ、「に」を用いて次のようにいうであろう。

(33) その邪魔な小屋は太郎に(*から)建てられた。

(34) その大事な小屋は太郎に(*から)壊された。

ここで先行研究の不備を指摘しておこう。従来、「建てる」や「書く」のような一群の動詞、すなわち寺村(1982)のいう「創り出す」類の動詞を用いた受動文では、行為者マーカーとして「に」は使用できないと説かれてきた。⁶しかし上の(33)を見れば、その説明が間違っていることに気づく。「創り出す」類の動詞を用いようと用いまいと、「損害」「迷惑」を含意する受動文では「に」の使用が許される。というより、「に」を用いなければそのような意味は表せない。また、「に」を用いるとそのような意味を表しやすくなる。⁷

(33)と(34)の例をあげたついでに、これらがどのような型の受動文であるかを考えてみよう。いったい、「損害」「迷惑」はどこからどこに移動しているのか。移動の起点が「太郎」であることは明白であるが、着点は「その邪魔な小屋」「その大事な小屋」ではあるまい。着点は、「私」ないしは「私たち」であろう。(33)でも(34)でも、「太郎」から「私(たち)」に「損害」「迷惑」が移動していると考えられる。しかし、移動先である「私(たち)」がそこでは蔭に隠されている。これを敢えて表に出そうとすると、次のような文が生まれる。

(35) 私(たち)は、その邪魔な小屋を太郎に建てられた。

(36) 私(たち)は、その大事な小屋を太郎に壊された。

ここで問題となるのは、(33)と(34)における「その邪魔な(大事な)小屋は」と(35)と(36)における「その邪魔な(大事な)小屋を」との関係である。一見、前者は主語であり後者は目的語のように思われるが、実は違っている。前者の「その邪魔な(大事な)小屋は」は後者の「その邪魔な(大事な)

⁶ 寺村(1982)は、「創り出す」類の動詞を用いた受動文では行為者マーカーの「に」が場所を表す「に」と混同されやすいからそれが使用できないとしている。

⁷ 「その手紙は太郎に破られた」と「その手紙は太郎に書かれた」とを比べると、確かに後者は非文のように見える。しかし、適格性に関して両者の間に本質的な差はない。差があるとすれば、それは文法上の差ではあるまい。実際、「その手紙は太郎に書かれた」が非文に映るのは、「手紙が書かれること」が現実の世界において誰かにとっての「損害」「迷惑」になることがほとんどないからであろう。

小屋を」に話題化topicalizationが起こったものである。であれば、「その邪魔な(大事な)小屋は」は話題化された目的語であり、蔭に隠れた「私(たち)は」が主語ということになる。そもそも奪格的な「に」を行為者マーカーとする受動文では、有生名詞を主語にとるのが原則である。⁸

さて、奪格的な「に」を行為者マーカーとする受動文が原則的に有生名詞を主語とするならば、またそこで主語のように見える無生名詞が実は話題化された目的語であるとするならば、「その小屋は太郎によって建てられた」と「その邪魔な小屋は太郎に建てられた」とを比べるよりも、あるいは「その小屋は太郎によって壊された」と「その大事な小屋は太郎に壊された」とを比べるよりも、ともに有生名詞を主語にとる以下のような受動文を対比してみる方が、「によって」と「に」の意味の違いを探るのに有効である。

- (37) a. 花子は太郎によって殺された。
 b. 花子は太郎に殺された。
- (38) a. 花子は上司の命令によって帰国を余儀なくされた。
 b.*花子は上司の命令に帰国を余儀なくされた。
- (39) a.*花子は犬によって噛みつかれた。
 b. 花子は犬に噛みつかれた。

⁸ 仮に、「その邪魔な小屋は太郎に建てられた」「その大事な小屋は太郎に壊された」における「その邪魔な小屋は」「その大事な小屋は」が主語であるとすれば、それが話題化されていない表現、たとえば「その邪魔な小屋が太郎に建てられた」「その大事な小屋が太郎に壊された」のような表現も十分に可能なはずである。しかしこのような表現は、「その邪魔な(大事な)小屋」があたかも被害者であるかのような印象を与えるので、完全に適格であるとはいえない。

ところで、「に」を行為者マーカーとする受動文であっても、「枯れ葉が風に飛ばされて空に舞い上がった」とか「ヤシの実が波に運ばれて浜辺にたどり着いた」のように無生名詞が主語になることもあるが、このような例に見られる「に」は奪格的ではなくて具格的な行為者マーカーである。つまり、「て」補文の中で「によって」を用いることによって生じる「て」の重複を避けるために、「に」が「によって」の代役を果たしているのである。ここでいま、前節で触れた「父親に連れられて」を改めて議論の俎上に乗せれば、この「に」も奪格的ではなくて具格的であるといわねばならない。具格的であるからこそ、それを奪格的な「から」と交換できないのである。

ついでにもう一つ、例外的に見えて例外ではない例をあげておこう。「この土地はダイオキシンの汚染されている」がそれである。これは、奪格的な「に」を行為者マーカーとする受動文では有生名詞が主語となるという原則の違反例のように思われるかもしれないが、ここに使われている「に」も「土に汚れた手」「悪に染まった人」「汗にまみれた顔」などにおける「に」と同様、具格的な意味を表しているように思われる。もちろん、「によって」を用いて「この土地はダイオキシンの汚染されている」といって換えても、表す意味は変わらない。

上の (37) の二つの文の間には、一方が具格的な行為者マーカを含む中立型の受動文で、他方が奪格的な行為者マーカを含む受動文であるということ以外に、何らかの違いが認められようか。また (38) において、具格的な「によって」を用いた一方が適格で、奪格的な「に」を用いた他方が不適格であるという事実、さらに (39) では反対に「によって」が使用不可能で「に」が使用可能であるという事実は、ここまで述べてきたのとは異なる視点から説明されねばならない事柄であろうか。

ここで先行研究にも目配りをして、砂川 (1984: 82-83) を引用してみよう。

動作主を初め、原因、根拠など、ことがらの成立を支えるものを一括して「動作のよりどころ」と呼ぶなら、以上の考察は次のようにまとめることができる。すなわち、補文の中の名詞と動詞が「動作のよりどころ—動作」という関係を成り立たせてさえいれば、その関係が直接的であるか間接的であるかにかわりなく、「によって受身文」を作ることができる。それに対して「に受身文」の方は、補文の中の名詞と動詞が「動作主—動作」という直接的な関係で結ばれている場合でなければ成立しない。

この説明によれば、上の (37) では「太郎」と「殺す」との関係が直接的であるので「によって」も「に」も使用できるが、(38) では「上司の命令」と「帰国を余儀なくする」との関係は間接的であるので「によって」しか使用できないということになる。つまり筆者流のいい方をすれば、「上司に帰国を余儀なくされた」のであって「上司の命令に帰国を余儀なくされた」のではないということ、すなわち「上司」ではなくて「命令」を「利害」の移動の起点としたところに (38b) の不適格性の原因があるということになる。⁹

さて次に、上の (39) において「によって」が使用できない理由を考えてみよう。砂川 (1984: 85) は、「雨に (*によって) 降られる」「子供に (*によって) 泣かれる」のような自動詞文が受動化された構文を含めて、「によって」が使用不可能な受動文について次のように述べている。

これらの受身文は、有生名詞が主語になることが多く、そのために被動の意味あい強い。被動の意味あい強いということは、その行為をしむけた主体を強く意識するというところでもあるから、この種の文では文中に動作主が明示されることが多い。また、そうでない場合も前後の文脈から動作主を特定し得るのが普

⁹ ちなみに、行為者マーカ-の「に」は常に有生名詞と結合するとは限らない。たとえば、「花子はその曲に心を奪われた」では無生名詞が「に」と結びついて、「利害」が移動する起点を表している。

通である。つまり、この種の受身文では、動作主と動作の結びつきが強く、その関係はことさら「によって」を持ち出すまでもなく、聞き手にとって容易に解釈し得るものなのではないかと思われる。このような場合に関係表示力の強い「によって」が用いられると、かえって表現が大げさになり、不自然になるというようなことがあるのではないだろうか。この種の受身文が「によって受身文」にならないのは、このような事情によるものであろうと考えられる。

上の(39a)が非文であるのは、砂川がいうように、「によって」を用いると表現が「大げさ」になるからであろうか。筆者にとってこれは納得しかねる説明である。これには細川(1986)も反対している。細川は、「によって」の使用条件として、「受身文が行為の結果の状態を示す時」という条件と、「動作主がその状態を引き起こした使役者と解釈できれば」という条件を設定している。そして細川は、「動作・作用の過程に意味の中心がある動作受身では、動作主を表すのに「に」「から」が使えるが、「によって」は不自然」「逆に、結果の状態に意味の中心がある状態受身では、動作主をしいて表そうとすれば「によって」が好まれ、「に」も場合によっては許容される」「有生名詞を主語にとる受動構造は動作受身に、無生名詞を主語にとる受動構造は状態受身に解釈される傾向がある」と述べている。

このような細川の主張は、張(1995)はそれを「基本的に正しい」としているけれども、筆者にとっては受け入れがたい説明である。というのも、たとえば上の(37)と(39)の違いをそれに従って説明できないからである。「花子は犬に(*によって)噛みつかれた」は「動作受身」であるから「によって」が不自然であるとして、「花子は太郎に(によって)殺された」では「によって」が不自然ではない。不自然でないのは、これが「動作受身」ではなく「状態受身」だからであろうか。おそらく細川は、そう考えるであろう。つまり、「噛みつく」の場合には意味の中心が「動作・作用の過程」にあり、「殺す」の場合には意味の中心が「行為の結果の状態」にあるという前提に立って、「噛みつかれた」は「動作受身」、「殺された」は「状態受身」と見なすであろう。このように受動態を「動作受身」と「状態受身」に分けるのは必ずしも容易なことではあるまいが、そうすること自体に問題があるわけではない。問題は、「動作受身」であるか「状態受身」であるかが行為者マーカの使い分けを決定している直接的な要因であると考えるところにある。上の(37)と(39)はそのような判断を支える例といえるかもしれないが、次の例は明らかに細川の立論を崩すものとなろう。

(40) 花子は犬に(*によって)指を噛み切られた。

「噛みつく」という動詞は意味の中心が「動作・作用の過程」にあるとしても、「噛み切る」という動詞は、「殺す」の場合と同様に、「行為の結果の状態」に意味の中心があろう。したがって、(40)の「噛み切られた」は「状態受身」ということになる。にもかかわらず、行為者マーカーとして「に」を用いるのが自然であり、「によって」を用いるのは不自然である。

話を(39a)の「花子は犬によって噛みつかれた」に戻し、これが非文と判断される理由を述べて稿を閉じることにしよう。筆者の考えはこうである。「犬に噛みつかれること」は誰にとっても「迷惑」なことである。だから、そのことを言葉を使って表現しようとする場合、被った「迷惑」「損害」を誰でも率直に伝えようとする。そうするのが自然であり、そうしないのは不自然である。(39a)の不自然さは、(40)で「によって」を用いる場合も同じであるが、「迷惑」「損害」を被ったという気持ちの表明を不自然なほどに差し控えているところにある。つまり(39a)は、主観を込めていべき事柄を客観的に叙述しようとしているために不適格なのである。この解釈は、いうまでもなく、(39)における「によって」が具格的で「に」が奪格的な行為者マーカーであるという判断に基づくものである。

引用文献

- 佐伯哲夫(1987)「受動態動作主マーカー考(下)」『日本語学』Vol.6 2月号、明治書院：97-105.
- 砂川有里子(1984)「<に受身文>と<によって受身文>」『日本語学』Vol.3 7月号、明治書院：76-87.
- 張 麟声(1995)「ニトカラとニヨッテ——受身文における動作主マーカー——」宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法(上)』くろしお出版：131-140.
- 寺村秀夫(1982)『日本語のシンタクスと意味I』くろしお出版.
- ハシモト, アン・Y(1988)『中国語の文法構造』(中国語学研究叢書1)白帝社.
- 細川由起子(1986)「日本語の受身文における動作主のマーカーについて」『國語學』第百四十四集 武蔵野書院：113-124.